○国土交通省告示第二百八十九号

平成十四年国土交通省告示第九号（測量法に規定する直角座標で表示する場合の座標系を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

Ⅱの項適用区域欄中「第Ⅰ系」を「Ⅰ系」に改め、Ⅺの項適用区域欄を次のように改める。

小樽市、函館市の所管区域のうち山振興局の所管区域	伊達市、北斗市、北海道後志総合振興局の所管区域、北海道胆振総合振興局の所管区域、北海道檜

Ⅻの項適用区域欄を次のように改める。

北海道（Ⅺ系及びⅩⅢ系に規定する区域を除く。）

ⅩⅢの項適用区域欄を次のように改める。

北見市、帯広市、釧路市、網走市、根室市、北海道オホーツク総合振興局の所管区域のうち美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町及び大空町、北海道十勝総合振興局の所管区域、北海道釧路総合振興局の所管区域、北海道根室振興局の所管区域

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穴の川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和六十三年建設省告示第千百十二号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山三条七丁目

五五二番四　一号

北海道札幌市南区石山二条七丁目

一二七三番　二号から四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和六十三年建設省告示第千百十二号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山三条七丁目

五五二番一地先河川敷　一号及び二号

五五二番八五　三号及び四号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和六十三年建設省告示第千百十二号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山三条六丁目

一三一一番地先河川敷　一号

北海道札幌市南区石山

五八五番一六地先河川敷　二号及び三号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和六十三年建設省告示第千百十二号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

五六一番五地先河川敷　一号から三号まで

ホ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和六十三年建設省告示第千百十二号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

五八八番五三地先河川敷　一号及び二号

五八八番五二地先河川敷　三号

五八五番三地先河川敷　四号

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十一年国土交通省告示第二百三十一号で指定した第一号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

一〇八六番一四　一号

一〇八七番一　二号

一〇八六番一五　三号及び四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野々沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和六十年建設省告示第九百七十号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区藤野一条七丁目

一六一番三　一号から五号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和六十年建設省告示第九百七十号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区藤野一条七丁目

一六一番一一六　一号

一六二番一〇九　二号

一六二番一〇八　三号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和六十年建設省告示第九百七十号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区藤野一条七丁目

一六二番一一〇　一号

一六二番一一六　二号

一六二番一二四　三号

ホ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和六十年建設省告示第九百七十号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区藤野三条九丁目

二六四番一六　一号

二六四番一六地先河川敷　二号

二六三番八四地先河川敷　三号

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和六十二年建設省告示第千二百二十四号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区藤野五条八丁目

四六五番一地先河川敷　一号

四六六番四五地先河川敷　二号

四六六番四六地先河川敷　三号

ト　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和六十二年建設省告示第千二百二十四号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区藤野五条九丁目

四六六番五　一号及び二号

四六六番五地先河川敷　三号

四六五番一四〇地先河川敷　四号

チ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和六十二年建設省告示第千二百二十四号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区藤野

五〇〇番一三　一号及び二号

五〇一番七　三号及び四号

五〇一番九　五号及び六号

リ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和五十七年建設省告示第二千七十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区藤野

五一五番五六　一号及び二号

五一六番一二　三号

五一五番四〇　四号

五一五番五三　五号から七号まで